

道 路 位 置 指 定 の 手 引 き

令和7年4月1日

立川市

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
(ア) 位置指定道路手続き	- 1 -
(イ) 開発行為の許可（都市計画法第 29 条）	- 1 -
(ウ) 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱	- 1 -
2. 位置指定道路の概要	- 1 -
3. 申請手続きの流れ	- 2 -
4. 道路の基準	- 3 -
(ア) 幅員	- 3 -
(イ) 転回広場	- 3 -
① 設置基準	- 3 -
② 形状	- 4 -
(ウ) 隅切り	- 4 -
① 設置基準	- 4 -
② 形状	- 5 -
(エ) 構造	- 6 -
① 砂利敷き	- 6 -
② その他ぬかるみとならない構造	- 6 -
(オ) 勾配	- 6 -
(カ) 排水施設	- 6 -
(キ) 宅地内雨水浸透施設	- 7 -
5. 承諾の範囲	- 7 -
(ア) 位置指定・指定変更を受ける場合	- 7 -
(イ) 位置指定の取消を受ける場合	- 8 -
6. 申請書類	- 8 -
(ア) 提出書類一覧	- 8 -
① 正本に必要な書類	- 8 -
② 副本に必要な書類	- 8 -
(イ) 道路位置指定申請書及び道路位置指定申請図の作成方法	- 8 -
① 申請書（第 20 号様式）	- 8 -
② 申請図（第 21 号様式）	- 9 -
(ウ) 添付資料	- 10 -
① 印鑑登録証明書	- 10 -
② 土地・建物登記事項証明書	- 10 -
③ 住民票	- 11 -
④ 最大雨水流出量を算出した資料	- 11 -
⑤ 求積図・求積表	- 11 -
⑥ 公共施設等管理区分一覧表	- 11 -
⑦ その他必要な書類	- 11 -
7. 既存の道路状空地を指定する際の審査基準	- 11 -
(ア) 対象となる道路状空地	- 11 -
① 存置期間	- 11 -
② 現況の形態	- 12 -
(イ) 立川市既存道路状空地道路判定会	- 12 -
8. 申請図記入例	- 13 -
9. 相談カード	- 14 -

1. はじめに

建築基準法（以下、「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号による道路（以下、「位置指定道路」という。）とは「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法などによらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」です。（法第 42 条第 1 項第 5 号より抜粋）

位置指定道路手続きは、立川市都市整備部建築指導課への申請となりますが、都市計画法第 29 条による「開発行為」の要否及び「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき指定を受ける場合の整備水準を手続き開始前に、以下の窓口で確認してください。

（ア） 位置指定道路手続き

【問合せ先】立川市都市整備部建築指導課審査係
住所：立川市泉町 1156-9 立川市役所 2 階
TEL：042-523-2111（内線 2342~2345, 2350）

（イ） 開発行為の許可（都市計画法第 29 条）

【問合せ先】東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課
住所：立川市錦町 4-6-3 立川合同庁舎 2 階
TEL：042-548-2037

（ウ） 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱

【問合せ先】立川市都市整備部都市計画課開発指導係
住所：立川市泉町 1156-9 立川市役所 2 階
TEL：042-523-2111（内線 2371）

2. 位置指定道路の概要

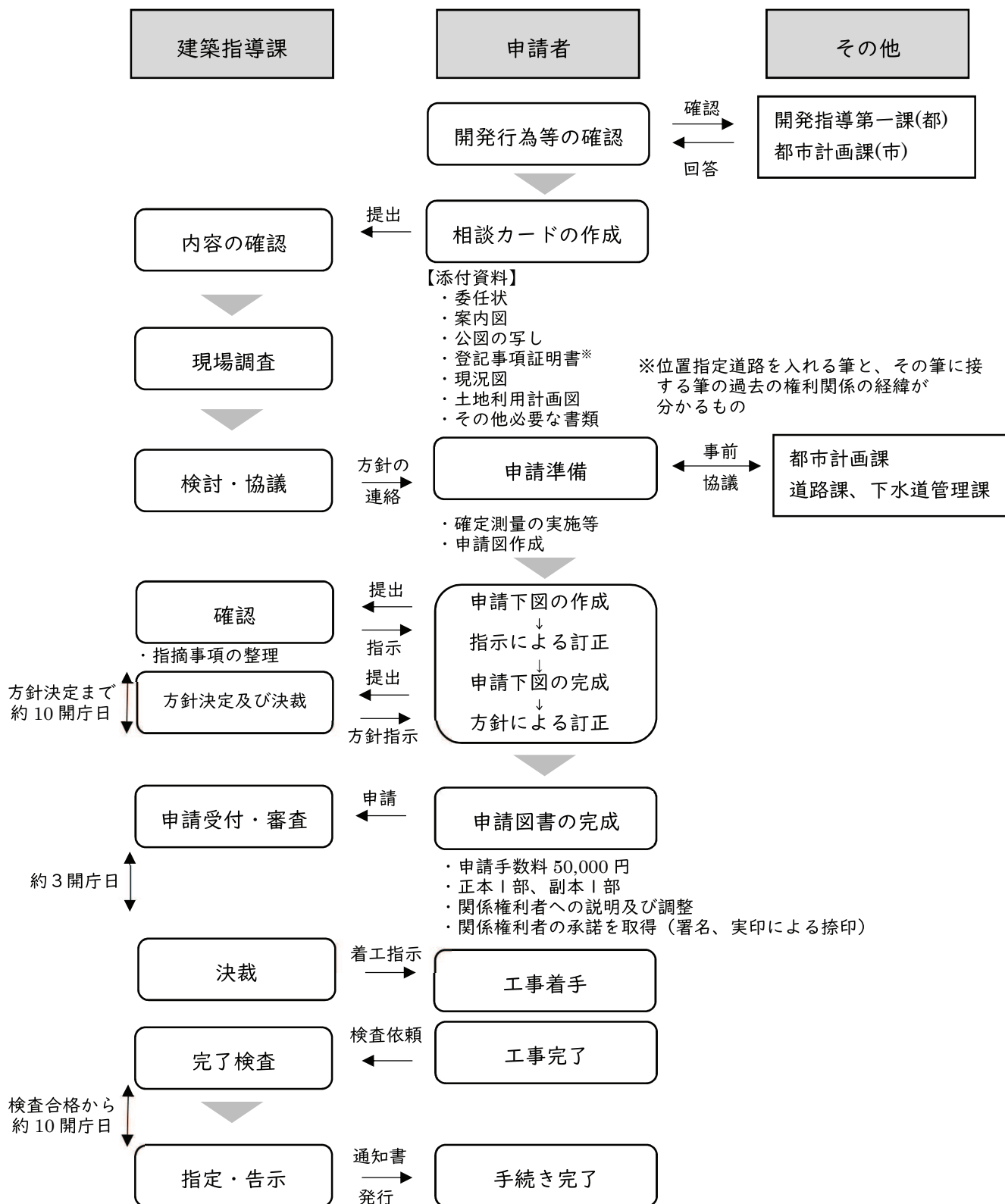
位置指定道路の概要を以下の表に示します。（表 1）

（表 1）位置指定道路の概要

根拠法文	法第 42 条第 1 項第 5 号
位置指定道路	土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
道に関する基準	法施行令（以下、「令」という。）第 144 条の 4 「道に関する基準」及び東京都建築安全条例（以下、「安全条例」という。）第 82 条による。※隅切りの設置など
変更、取消（廃止）の制限	位置指定道路は法第 45 条による制限があります。道路に接する敷地が法第 43 条第 1 項等に抵触する場合は、変更、取消（廃止）に制限が生じます。
道路内の建築制限	建築物、工作物または敷地を造成するための擁壁を、道路内または道路に突き出して建築、築造することは原則できません。
道路の維持管理	所有者または管理者（所有者が使用者などと協議して決めた者）が道路の維持管理を行います。
排水施設の維持管理	所有者または管理者（所有者が使用者などと協議して決めた者）が排水施設の維持管理を行います。（市に移管された公共下水道を除く。）

3. 申請手続きの流れ

円滑に手続きを進めるためには、申請に先立って事前相談が必要です。具体的な手続きの流れは以下のとおりです。(図1)



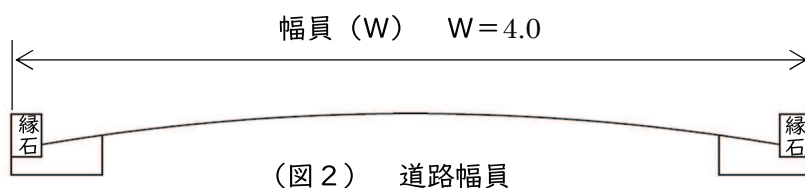
(図1) 手続きの流れ

4. 道路の基準

築造する位置指定道路は次の各基準に適合させてください。

(ア) 幅員

縁石の背後部分から道路の中心線に対して直角に測定し、全域で 4.0m 以上確保すること。(図 2)

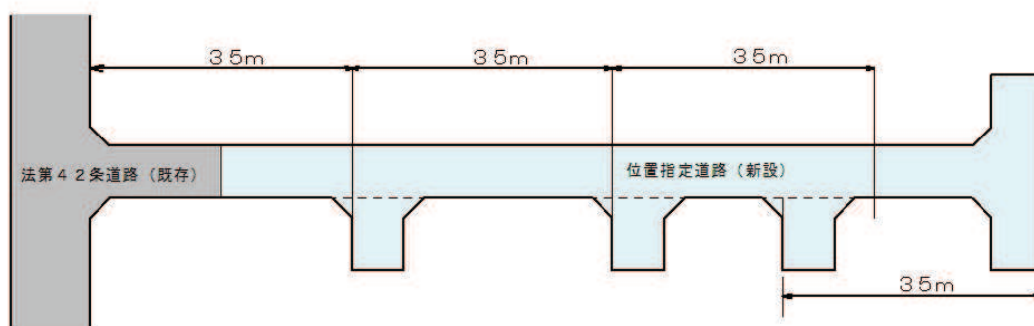


(イ) 転回広場

① 設置基準

幅員 6.0m 未満で道路延長が 35m を超える場合、道路延長に応じ、終端及び 35m 以内ごとに転回広場が必要です。【令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハ】【昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1837 号】

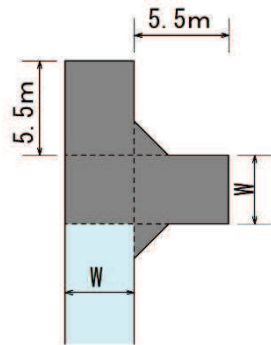
なお、既存の幅員が 6.0m 未満の袋路状道路に接続して位置の指定を受けようとする場合は、既存の袋路状道路部分の延長も加算したうえで、転回広場の計画が必要です。(図 3)



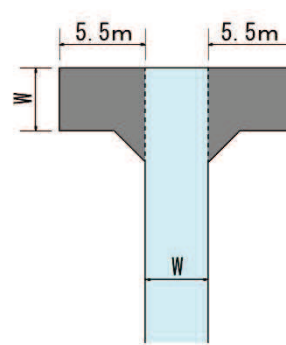
(図 3) 転回広場の設置

② 形状

- ・ ト型（図 4-1）または T 型（図 4-2）としてください。
- ・ 終端は、原則として道路中心線に対して直角とすること。



（図 4 - 1） ト型転回広場



（図 4 - 2） T型転回広場

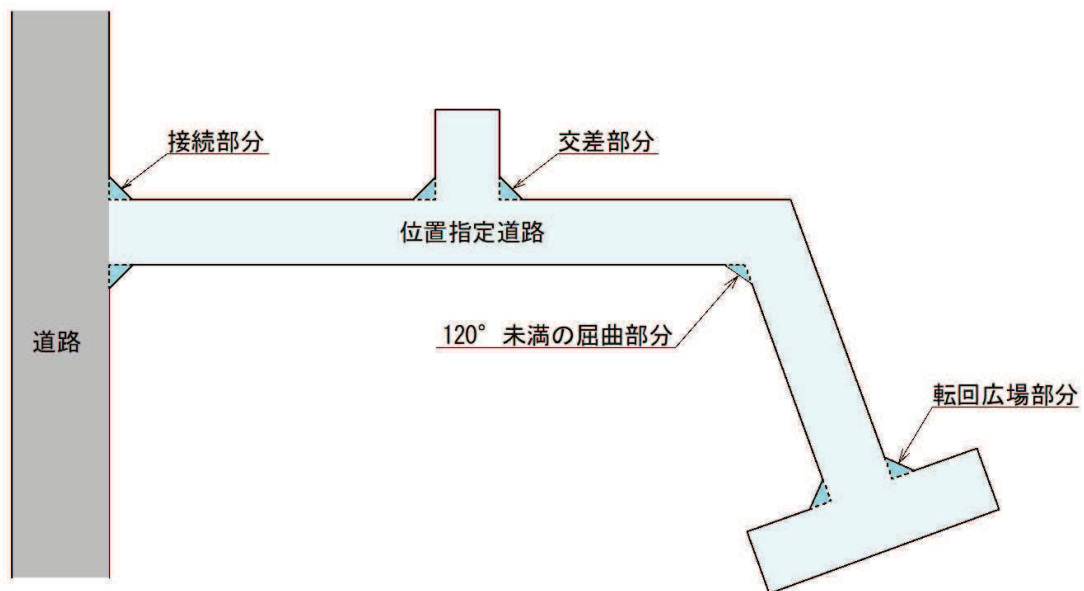
凡例	
	転回広場
W	幅員

（ウ） 隅切り

① 設置基準

道路が同一平面で交差、接続または屈曲する箇所に設けてください。（図 5）
ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合は除きます。

【令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号】

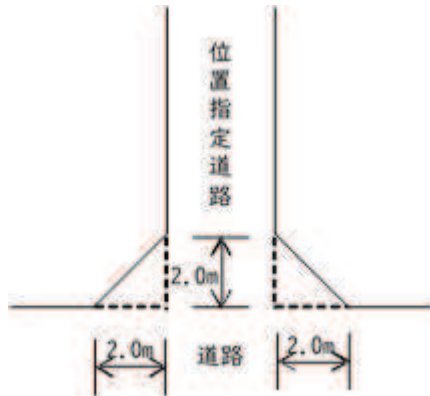


（図 5） 隅切りの設置部

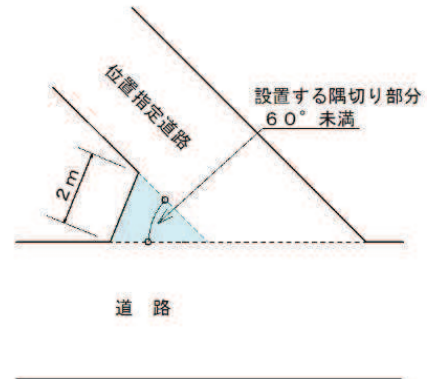
② 形状

- 角地の隅角を挟む辺の長さを 2.0m 以上としてください。(図 6-1)
【令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号】

- ①における道路が交差、接続又は屈曲に生ずる内角が 60 度未満の場合に設置する隅切りは、角地の隅角を頂点とする底辺 2 m の二等辺三角形の部分隅切りとします。【安全条例第 82 条】(図 6-2)



(図 6-1) 隅切りの形状

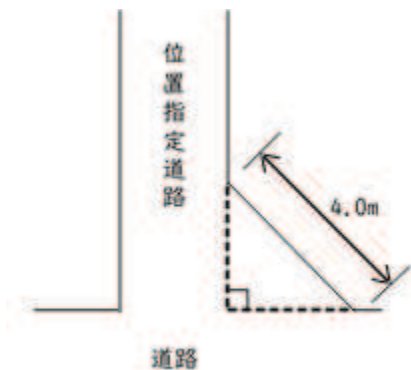


(図 6-2) 内角 60 度未満の隅切り

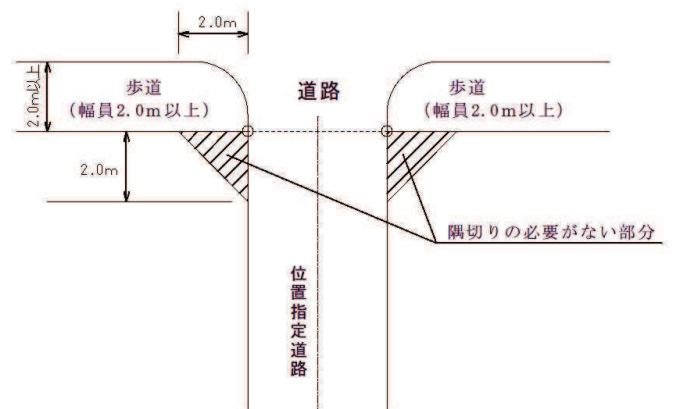
- 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号のやむを得ない場合とは、次の a. 又は b. に該当するものをいい、剪除長が 4 m 以上の片隅切りを設けるものとします。(図 6-3)

- a. 指定する道路が水路又は鉄道用地に沿接して他の道路と交差するとき
- b. どちらか一方の隅切り部分の関係権利者の承諾が得られないとき

- 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号の必要がない場合とは、歩道幅員が 2 m 以上に接続するものをいいます。(図 6-4)



(図 6-3) 片側隅切りの形状



(図 6-4) 幅員 2.0m 以上の歩道がある場合

(エ) 構造

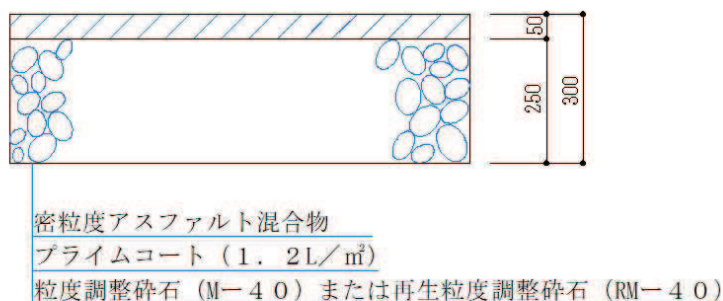
次のいずれかに該当させてください。

① 砂利敷き

ぬかるみとならない砂利敷きとする場合、申請者はぬかるみとならない砂利敷きの機能を有することを証明する資料を作成し、市と協議を行ってください。協議のうえ、市が支障ないと認めた場合、砂利敷とすることができます。

② その他ぬかるみとならない構造

第144条の4第1項第3号でいう構造は、次のとおりです。(図7)



※ 通過交通のない道路の場合は、路盤厚を200mmとし道路構造を250mmとすることができます。

(図7) その他ぬかるみとならない構造

(オ) 勾配

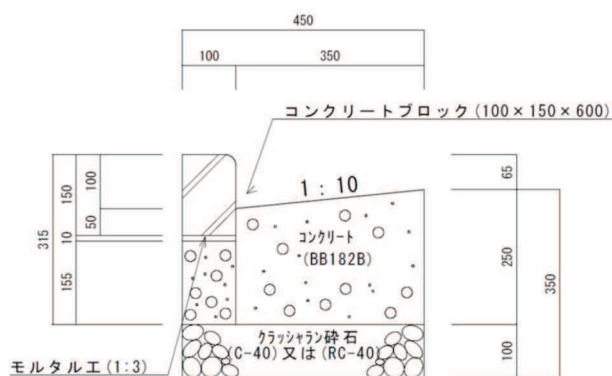
縦断勾配を12%以下かつ、階段状でないものとしてください。

【令第144条の4第1項第4号】

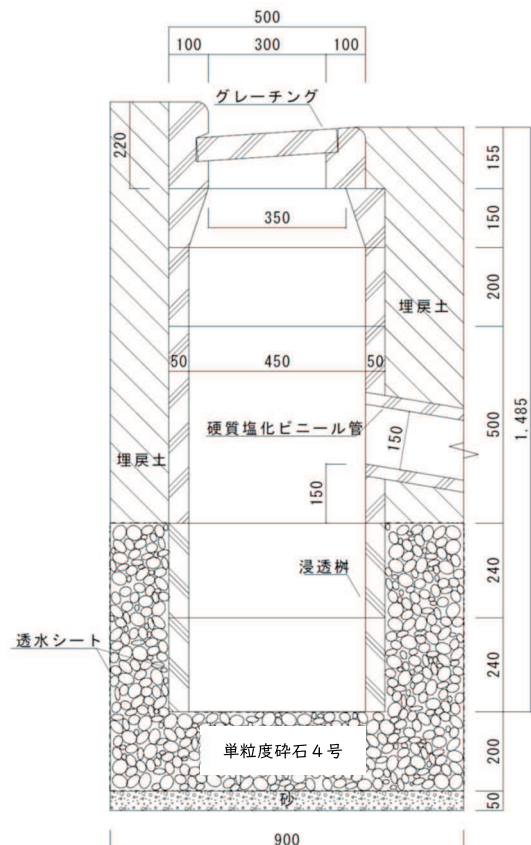
(カ) 排水施設

道路雨水は、排水施設として立川型街渠側溝(図8-1)及び、L型雨水浸透枡(図8-2)により処理してください。また、排水施設の公共下水道への接続の可否については、下水道管理者(立川市下水道管理課)の同意を得てください。

なお、令で定める「その他の施設」は、L型溝同等の機能を有しており、申請者が作成する資料を基に、市と協議のうえ、市が支障が無いと認めたものをいいます。



(図 8 - 1) 立川型街きょ側溝 (一般部)



(図 8 - 2) L型雨水浸透枳

【令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号】

(キ) 宅地内雨水浸透施設

設置については下水道管理者（立川市下水道管理課）と協議したうえで決定してください。（排水設備として、指定下水道工事店で行うことになります。）

5. 承諾の範囲

以下の者から、道路の位置指定を受けることについて承諾を得てください。

(ア) 位置指定・指定変更を受ける場合

- ① 道路の敷地となる土地に権利（所有権、対抗要件を備えた地上権または借地権、所有者不明土地・建物の管理制度による管理人等※及びその他市長が必要と認めたもの）を有する者
- ② 道路に沿接する土地、その土地にある建築物または工作物に関して所有権を有する者、所有者不明土地・建物の管理制度による管理人等※及びその他市長が必要と認めた者
- ③ 道路の敷地となる土地を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するよう、管理する者
- ④ 既存の位置指定道路などの私道に接続して指定を受ける場合、私道の接続部分及び改変を伴う部分の土地所有者及び道路管理者
- ⑤ その他市長が必要と認めた者

※ 所有者不明土地・建物の管理制度による管理人等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第 264 号の 2 から同法第 264 条の 8 までによる。）

- (イ) 位置指定の取消を受ける場合
- ・(ア)に掲げる者(③は除く)
 - ・当該道路の取消に伴い、道路敷に係のある敷地における法及び建築基準関係規定上の影響を受ける者(道路斜線、容積率など)

6. 申請書類

正本と副本、各1部を用意し、事前に建築指導課と調整を行ったうえで申請を行ってください。

(ア) 提出書類一覧

① 正本に必要な書類

- 道路位置指定申請書(立川市建築基準法施行細則第20号様式)
- 委任状(委任者の押印)
 - ・申請を代理人に委任する場合は、原則として代理人は、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有するものとする。
- 印鑑登録証明書(承諾を得た者全員分)
 - ・申請者の印鑑登録証明書は申請日の前3か月以内に発行されたものとする。
 - ・承諾者の印鑑登録証明書は承諾日の前後3か月以内に発行されたものとする。
- 土地・建物登記事項証明書(最新(3か月以内)で、道路となる部分と、道路となる部分に沿接するものすべて。また、過去の権利関係等が分かるもの。)
- 住民票(登記されている住所と現住所が異なる場合)
- 公図
- 最大雨水流出量を算出した資料
- 公共施設等管理区分一覧表
- 道路位置指定申請図の和紙原図(立川市建築基準法施行細則第21号様式)
- 道路位置指定申請図の写し2部
 - ※ 正本・副本ともに、申請図の原図及び写しはA1またはA2サイズで提出してください。また、折り込んだサイズがA4サイズとなるように、A1は8折り、A2は4折りにし、たうえて、綴じずに袋に入れて提出してください。
- 公道に接続する場合、公有地の境界確定の証明(境界確定図の写し)
- その他必要な書類

② 副本に必要な書類

- 道路位置指定申請書(立川市建築基準法施行細則第20号様式)
- 委任状の写し
- 印鑑登録証明書の写し
- 土地・建物登記事項証明書の写し
- 公図の写し
- 最大雨水流出量を算出した資料
- 公共施設等管理区分一覧表
- 道路位置指定申請図の写し1部
- その他必要な書類

(イ) 道路位置指定申請書及び道路位置指定申請図の作成方法

次の各号に掲げる事項を明示してください。

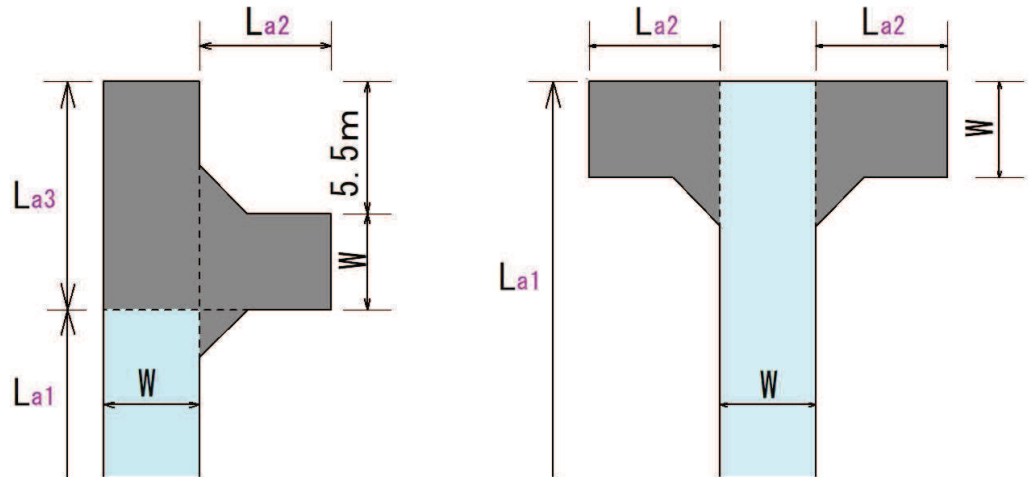
① 申請書(第20号様式)

- a. 道路となる土地の地名、地番
 - ・土地の一部が道路となる場合は「〇〇の一部」と記載してください。
 - ・無地番の国有地を含む場合は「〇番地先」と記載してください。
- b. 申請道路の幅員、延長
 - ・幅員にばらつきがある場合は「〇〇～〇〇m」と記載してください。
 - ・申請道路の延長(L_a)は幅員のばらつきを考慮せず、全体の延長としてください。

・申請道路の延長（ L_a ）は以下の計算式で算出してください。（図9）

$$L_a = L_{a1} + L_{a2} + L_{a3}$$

※ 申請道路の延長（ L_a ）は位置の指定を受ける延長のことで、行き止まり延長（ L ）とは異なります。



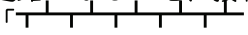
（図9） 申請道路の延長と転回広場面積に算入する部分

② 申請図（第21号様式）

a. 付近見取図

- ・1/3000程度以上の縮尺
- ・方位
- ・申請する区域（赤枠で表示）
- ・道路となる土地の部分（指定の場合は「赤色」、取消の場合は「青色」で塗りつぶして表示*）
- ・道路となる土地が接続する道路（「茶色」で塗りつぶして表示*）
- ・目標となる付近の公共施設など（学校、公園、駅など）
- ・街区符号
- ・既存道路、交差点、線路などの位置及び名称

b. 地籍図

- ・次のいずれかの縮尺で作成
1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600
- ・方位（原則として付近見取図と向きを揃えること）
- ・道路となる土地、接続する道路及び接する土地の筆境（とげ付きの線「」で表示）
- ・道路となる土地の部分（太枠で囲み、かつ、指定の場合は「赤色」、取消の場合は「青色」で塗りつぶして表示*）
- ・道路となる土地が接続する道路（「茶色」で塗りつぶして表示*）
- ・申請する区域（「赤枠」で表示）
- ・各筆ごとの土地所有者、その他の権利者
- ・各建築物の配置と主要な出入口の位置（矢印）、階数、構造、用途、工作物及び権利者
- ・道路幅員、縦断勾配など
- ・申請する道路の延長（中心線で計算）
- ・道路、隣地境界線の寸法
- ・申請する土地の内部、外部の高低差
- ・各境界点の明示方法（杭など）

- ・既存の道路の法上の種別、幅員、認定番号または指定番号、指定年月日
- ・排水施設の位置（側溝、桝、人孔、排水管）、径及び延長 ※公共下水道に接続する場合は接続位置
- ・雨水の流水方向を示す矢印及び縦断勾配
- ・都市計画施設の概略線

【申請する区域内に敷地がある場合】

- ・敷地面積
- ・敷地が路地状敷地の場合、路地状部分の長さの有効幅員
- ・建築を予定している建築物の配置、用途及び出入口の位置

c. 道路構造図

- ・1/50 程度の縮尺
- ・横断方向の断面図
- ・舗装構造及び側溝
- ・勾配

d. その他の構造図

- ・1/10 から 1/50 程度の縮尺
- ・境界標、街きよ、側溝、雨水浸透桝、汚水桝、人孔など指定に伴い設置する施設の詳細図（既存構造物については、わかる範囲で明示）

e. 公図の写し

- ・申請日から3か月前以内に発行されたもの
- ・転写年月日、転写場所、転写者名を明示
- ・申請する道路の部分を「赤枠」で明示

f. 承諾欄（承諾が必要な範囲は、「5.承諾の範囲」を参照※¹）

- ・各土地及び建築物の権利者※²の氏名、住所及び承諾日
- ・申請する道路部分の道路管理者の氏名、住所及び承諾日
- ・道路の指定を取消する場合、抵当権者の氏名、住所及び承諾日
- ・上記の権利者及び管理者の承諾印（実印）を捺印
- ・申請者氏名、住所及び承諾日（各権利者及び管理者の承諾が得られた日）
- ・親権者、法定代理人、公有地管理者がある場合は、資格名、氏名を氏名欄に記載

※¹ 5.（イ）「当該道路の取消に伴い、道路敷に関係のある敷地における法及び建築基準関係規定上の影響を受ける者」は申請図内の承諾欄に記載不要です。

※² 所有権、借地権、抵当権及び地役権などを有する者

g. 備考欄

- ・区域面積、道路面積、宅地面積

◎ *塗りつぶして表示の際は、文字等が塗りつぶしにおいても判別できるものとしてください。

（位置指定道路の写しの交付（白黒印刷）に対応できるもの）

（ウ） 添付資料

次の各号に掲げる事項に従い、添付してください。

① 印鑑登録証明書

- ・承諾を得た権利者全員分
- ・承諾日から前後3か月以内に発行されたもの

② 土地・建物登記事項証明書

- ・道路となる土地、道路に沿接する土地の全筆分
- ・過去の権利関係などが分かるもの

- ・申請日から3か月前以内に発行されたもの
 - ・相続人が未登記で相続関係を明らかにする必要がある場合、戸籍謄本、家系図及び遺産分割協議書など
- ③ 住民票等
- ・登記事項証明書等と印鑑登録証明書の住所が異なる場合、住所の変更等を確認し、同一人物であることを証明できるもの
- ④ 最大雨水流出量を算出した資料
- ・立川市宅地開発等まちづくり指導要綱技術基準 第5 下水道施設技術基準に基づいて計算した最大雨水流出量と計算過程
- ⑤ 求積図・求積表
- ・道路となる部分と申請する敷地の面積が分かるもの
- ⑥ 公共施設等管理区分一覧表
- ・施設の種類ごとに管理者、帰属区分等を示した表（表2）

（表2） 公共施設等管理区分一覧表（記載例）

施設名	概要			管理者	帰属区分		摘要
	幅員・寸法	延長	面積・数量		用地	工作物	
新設道路	5.0m	20m	100.00 m ²	申請者	申請者	申請者	
街きよ	103.5型	50m		立川市	立川市	立川市	柵含む
舗装止め	150×120	8m	2か所	立川市	立川市	立川市	
境石	150×120	6m	1か所	立川市	立川市	立川市	
管きよ（合流）	HPΦ250	40m		立川市	立川市	立川市	
管きよ（污水）	HPΦ300	30m		立川市	立川市	立川市	
掘削など管理に必要な行為を行う際は、土地を無償で使用させることについて承諾する この表の内容は、土地の所有権を他の者に移転する際、継承する							

- ⑦ その他必要な書類
- ・公道に接続する場合 … 公道幅員証明
 - ・道路を取消する場合 … 理由書及び経緯書
道路の取消（変更）承諾書
 - ・土地区画整理事業区域内の場合 … 土地区画整理法第76条第1項の許可書
 - ・風致地区区域内の場合 … 風致地区条例に基づく許可書
 - ・都市計画事業区域内の場合 … 都市計画事業施行者への照会と回答書
 - ・登記のない建築物がある場合 … 課税証明書、家屋所在証明書など、権利者を確認できる資料
 - ・その他市長が求めた書類

7. 既存の道路状空地を指定する際の審査基準

すでに道路状に整備されているが位置の指定がされておらず、また、「4.道路の基準」で定める基準に適合していない土地で、次に掲げる基準に適合している場合、位置の指定を受けることができます。

（ア）対象となる道路状空地

- ① 存置期間
- ・築造時から20年以上経過し、継続して一般交通の用に供していること

② 現況の形態

- a. 指定を受ける道路状空地（以下、「道」という。）の状態
 - ・複数の建築物を建築することを目的に、道路状に築造されていること
 - ・法 43 条第 2 項第 2 号の適用（平成 30 年 6 月 27 日の法改正以前の法第 43 条ただし書きの適用を含む）を受けた経緯があること
 - ・原則として法第 42 条に該当する道路のいずれかに通り抜けができること
 - ・袋路状道路となる場合、「4.道路の基準」に適合する転回広場があること
- b. 道の幅員
 - ・4 m 以上の形態があること
 - ・道路境界線となる縁石、街きょ（L 型側溝程度）が整備されており、幅員及び道路の位置が確認できること
- c. 隅切り
 - ・二等辺三角形の底辺が 2 m 以上の隅切りがあること
 - ・道路状に整備されていること、または、道路状（ぬかるみとならない構造）とすること
- d. 排水施設
 - ・道部分の雨水を処理する排水施設が整備されていること
 - ・雨水排水施設を新設する場合、排水計画について下水道管理者と調整すること（排水設備として、指定下水道工事店で行う）
- e. 道の構造
 - ・現状でぬかるみとなっていないもの、または、ぬかるみとならない構造構造が出来ていること
 - ・空間のみが確保されている場合は、縁石、街きょ（L 型側溝程度）等で整備し、道の区域を明確にすること

（イ） 立川市既存道路状空地道路判定会

既存の道路状空地が（ア）の基準の各号に該当している場合、立川市既存道路状空地道路判定会で審査を行い、本基準の適用の可否を判定します。

○必要書類等

- ・（ア）の基準が確認できる資料
- ・現況の道路形態が確認できる写真
- ・その他、審査に必要なとなる資料

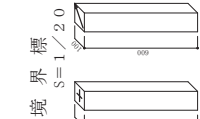
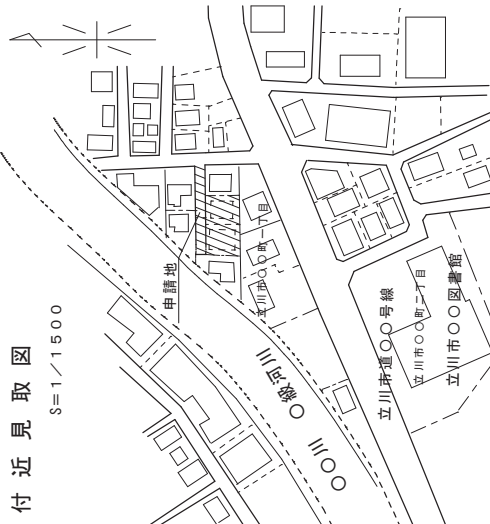
道路位置指定変更申請図

道路に係る土地の地名地番 立川市 ○○町一丁目1-1, 1-3, 2-10の各一部、1-4, 1-5

幅員 4.00メートル・延長 34.54メートル・自転車転回広場 平方メートル

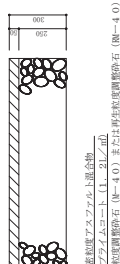
付近見取図

S=1/1500



舗装構造図

S=1/200

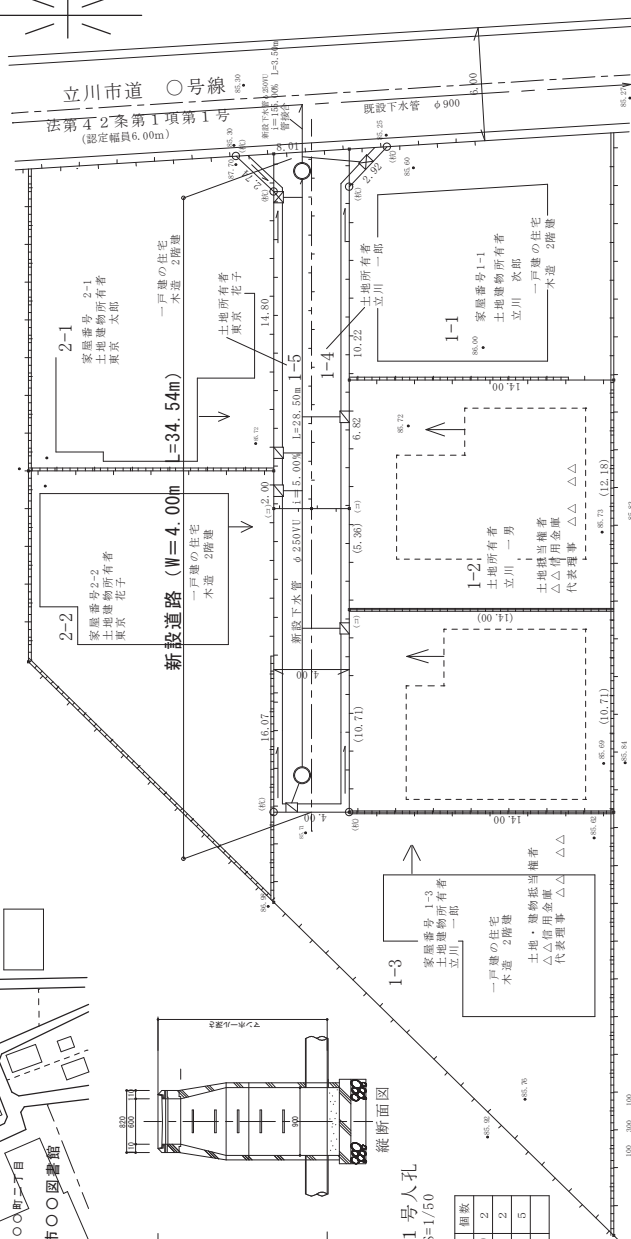


縮尺	地籍図	1/200
	付近見取図	1/1500
	構造図	図示
	公図写	1/600



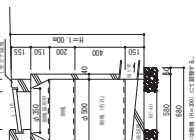
令和6年4月1日現在
東京法務局立川出張所保管公図写
駅番号 立川 公図
S=1/600

公図写



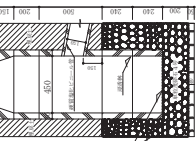
L型汚水栓

S=1/30



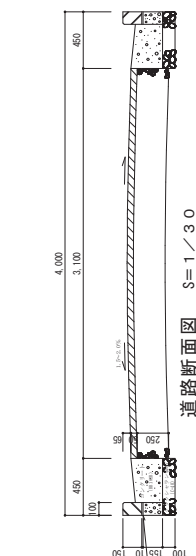
L型雨水浸透栓

S=1/30



地籍図

S=1/200



道路断面図

S=1/30



8. 申請図 記入例

告示年月日	告示番号	指定年月日	指定番号	変更・指定取消台帳
令和○年○月○日	立川一男 印	立川一男 印	立川一男 印	東京都立川市△△町丁目3番1
承	申請者	立川一男 殿	立川一男 印	申請者住所・氏名・印
諾	権利別	住所	氏名	印
書	1-1 管理権者	東京都立川市○○町丁目1番地の3	立川 一郎	実印
	1-2 土地・建物所有者	東京都立川市○○町丁目1番地の1	立川 次郎	実印
	2-1 土地・建物所有者	東京都立川市○○町丁目1番地の1	東京 太郎	実印
	1-3 土地・建物所有者	東京都立川市○○町丁目2番地の2	東京 花子	実印
	1-4 土地・建物所有者	東京都立川市○○町丁目3番1	立川 一男	実印
	1-5 土地・建物所有者	東京都立川市○○町丁目△△番△	代表理事 △△ △△	印
備	道路管理権者			
考	・総面積	464.44㎡	・宅地面積	320.48㎡
	・道路面積	143.96㎡	測量士B-○○号	立川 ○○
	図面作成者住所・氏名	株式会社 立川測量設計	測量士B-○○号	立川 ○○
	測量者住所・氏名	株式会社 立川測量設計	測量士B-○○号	立川 ○○

(凡例)

位置

道路位置の標識

生

予定建築物

既存建築物

敷

地

市

町

都市計画道路

位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

指定された道路の位置

(注)

1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又は土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の場合には「管理者」と記入してください。

2 図面中に、地番、権利及び氏名をそれぞれ記入してください。

3 備考欄には、権利者の承諾に際して特記すべき事項を記入してください。

4 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位)までとしてください。

5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。

6 付近見取図と、地籍図の方位は一致させてください。

7 隣地境界線または測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。

8 ※印のある欄は、記入しないしてください。

9, 相談カード（位置指定道路）

		年	月	日	住宅地図 P	-
相 談 者	会社名 担当者 電話番号 メールアドレス					
相 談 地	立川市 (地番表示・住居表示)					
用 途 地 域 等	地域（建蔽率 %、容積率 %） 第 種高度地区（最高高さ m）防火指定（ ☐ 防火・ ☐ 準防火・ ☐ 指定なし）					
都 市 計 画	☐ 都市計画（道路・公園） ☐ 地区計画 ☐ 景観条例 ☐ 風致地区 ☐ 埋蔵文化財包蔵地 ☐ その他（ ）					
相 談 場 所 の 現 況	道 路	幅員 m 延長 m 築造時期（ 年頃） 転回広場（ ☐ 有・ ☐ 無） 舗装方法（ ☐ アスファルト・ ☐ 砂利・ ☐ その他（ ）） 赤道（ ☐ 有 m・ ☐ 無） 排水（ ☐ 雨水枡・ ☐ L型・ ☐ その他（ ））				
	面 積	道路面積 m ² 敷地面積 m ² 合計 m ²				
計 画 概 要	築 造 主	氏名				
	計 画 の 種 類	☐ 道路新設 ☐ 道路変更 ☐ 道路取消				
添 付 資 料	※印が付いた資料は相談時に必ず添付が必要です。 ☐ ※委任状（代理者による相談申請の場合） ☐ ※案内図 ☐ ※公図写し ☐ ※土地登記事項証明書（道の部分、相談地、沿道宅地） ☐ ※建物登記事項証明書（沿道宅地） ☐ ※現況図（敷地及び取り付け先道路まで） ☐ ※土地利用計画図 ☐ その他（実測図等） 相談段階では高精度の図面までは求めませんが、手引きに準じて作成してください。					